

誓約書及び承諾書

平成 年 月 日

関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一 殿

本社（店）住所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成 22・23 年度取引希望を貴社に提出するにあたり、当社が参加する全ての見積、その他の契約手続きに関して、法令、貴社の諸規則等及び下記の条項について遵守することを誓約します。

（総則）

- 第 1 条 当社は、法令及び貴社が定める諸規則を遵守し、契約手続きに係る不正行為及び暴力団等に関する取引を防止するため、この誓約書及び承諾書に定める事項について、誠実にこれを履行致します。
- 2 当社は、この誓約書及び承諾書を遵守することを誓約したうえで、取引希望申し出登録書を貴社に提出致します。

（不正行為の禁止等）

- 第 2 条 当社及び当社の構成員は、次の各号に掲げる行為を一切行いません。
- 一 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は関西国際空港株式会社法（昭和 59 年法律第 53 号）第 26 条第 1 項に規定する行為
 - 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反する行為
 - 三 前二号に掲げる行為を行う目的で、貴社の役員又は社員と接触すること
 - 四 正当な理由なく頻繁に貴社の役員又は社員に当社との取引を働きかけること
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、法令及び貴社が定める諸規則に違反するなどの行為
- 2 当社及び当社の構成員は、前条各号に定める行為のある事実を知ったときは、貴社に直ちに届け出致します。
- 3 当社は、当社（当社の役員若しくは当社の親会社及びその他関係会社を含む。）が暴力団等に関する取引をしていないことを表明し、これを保証致します。

（不正行為に対する措置）

- 第 3 条 当社は、当社が前条第 1 項及び第 2 項に違反した場合は、指名回避の措置又は取引希望申し出資格の取消しの措置を受けることを承諾致します。
- 2 当社は、当社が前条第 1 項第 1 号又は第 2 号に違反した場合は、当社と貴社で締結する契約に基づき、契約の解除又は違約金の請求が行われることを承諾致します。
- 3 当社は、当社が前条第 3 項に違反し、暴力団等に関する取引をしたと貴社が合理的に判断した場合は、契約の解除及び違約金の請求が行われることを承諾致します。

（調査等への協力）

- 第 4 条 第 2 条に規定する不正行為の疑いがあると貴社が認めるときは、当社は、貴社の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力致します。

（有効期間）

- 第 5 条 この誓約書の有効期間は、取引希望申し出関係書類を提出した日から貴社が認定する取引希望申し出者の資格の有効期限までとします。